兵庫県大学図書館協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、兵庫県大学図書館協議会という。

(会 員)

第2条 この会は、兵庫県内の大学及び短期大学の図書館(以下「大学図書館」という。)をもって 会員とし、その入・退会は総会にはかる。

(目的)

第3条 この会は大学図書館の管理・運営に関して、連絡・協議・調査研究を行い、もって大学図書館の充実・発展を期することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため研究会・研修会等、必要な事業を行う。

(役 員)

- 第5条 この会に会長館、副会長館及び監事館をおく。
- 2 役員は総会において選出し、任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長館は会を代表し、会務を行ない、副会長館は会長館を補佐する。

(総 会)

- 第6条 総会は会長館が招集し、年1回開くこととする。ただし、必要あるときは臨時に総会を開くことができる。
- 2 総会の運営は、役員館が行なう。

(企画委員会)

- 第7条 この会の目的及び事業を遂行するため、企画委員会をおく。
- 2 この委員会は、会長館、副会長館及び総会において選出された会員館をもって構成し、会長館 がこれを招集する。

(会 計)

- 第8条 この会の経費は会費その他をもってあて、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 会費は、総会において次年度の徴収及び金額を定める。

(監 査)

第9条 監事館は、協議会の会計を監査する。

(規約の変更)

第10条 この規約は、総会の承認を経て変更することができる。

(雑 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、昭和46年5月24日から施行する。

(旧会則の廃止)

2 兵庫県大学図書館協議会会則(昭和22年7月19日制定)は、これを廃止する。 (経過措置)

3 兵庫県大学図書館協議会会則によって認められた職員研修委員会は、この規約第6条により置かれたものとみなす。

附則

この改正規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、令和 4年 4月 1日から施行する。

<申し合わせ> ※平成31年4月1日付 改訂

- 1. 第5条の役員のうち副会長館は1館、監事館は1館とする。
- 2. 企画委員会の構成は、協議会の活動に多様な意見を反映させるため、原則として国公立大学2館、私立大学3館、短期大学1館とする。ただし、大学種別ごとの選出が難しい場合はこの限りではない。
- 3. 企画委員の任期は、3年を原則とする。

<申し合わせ> ※令和3年3月25日付 改訂

兵庫県大学図書館協議会運営等に関するメール会議の審議については、全会員館の過半数 の承認により議決すること、また期限までに回答が無い場合は、承認とみなすこととする。